

# 風水害等共通対策編

## 第4編

### 災害復旧・復興計画

# 第1章 民生安定化計画

## 1 計画の概要

震災対策編 第4編第1章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震」を「災害」に読み替える。

## 2 被災者のための相談

震災対策編 第4編第1章「2 被災者のための相談」に同じ。

## 3 見舞金等の支給及び生活資金の貸し付け

震災対策編 第4編第1章「3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」に同じ。

## 4 雇用の確保

震災対策編 第4編第1章「4 雇用の確保」に同じ。

## 5 応急金融対策

震災対策編 第4編第1章「5 応急金融対策」に同じ。

## 6 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

震災対策編 第4編第1章「6 生活関連物資の受給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供」に同じ。

## 7 住宅対策

震災対策編 第4編第1章「7 住宅対策」に同じ。

## 8 租税の特例措置

町、県及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

## 9 公共料金の特例措置

震災対策編 第4編第1章「9 公共料金の特例措置」に同じ。

## 10 被災者への各種措置の周知

震災対策編 第4編第1章「10 被災者への各種措置の周知」に同じ。